

定 款

株式会社 HARUKA

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社 HARUKA と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 保育所の経営

2. 保育事業

3. 子育てに関する相談及び助言事業

4. 子育てに関する親子イベント事業

5. 介護保険法に基づく居宅サービス事業

6. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業

7. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

8. 介護保険法に基づく介護保険施設の経営

9. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業

10. 前各号に附帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店をさいたま市に置く。

(公告)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、5,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならず。ただし、当会社の株主に譲渡する場合は、承認をしたものとみなす。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならぬ。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第10条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印しなければならぬ。その登録の抹消については同様とする。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載し、又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者が確定するため必要があるときは、取締役は、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日の2週間前までに公告するものとす。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長がこれを招集する。

③ 株主総会を招集するには、法令に別段の定めがある場合を除くほか、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第13条 株主総会は、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たるとする。社長に事故があるときは他の取締役がこれに代わり、取締役の全員に事故があるときは出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たるとする多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第16条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、当該提案につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によりその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

② 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10日間、同項の書面又は電磁的記録を当会社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は代理人によって議決権を行使することができる。ただし、この場合には総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならぬ。

② 代理人は当会社の議決権を有する株主又は親族とし、かつ、2人以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事については、法令に定めるところにより記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名して、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 役員

(取締役の員数)

第19条 当会社には、取締役1名以上を置く。

(資格)

第20条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、株主総会において必要があると認めるときは株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任)

第21条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当会社に取締役が2人以上いるときは、株主総会において代表取締役を定めるものとする。また、株主総会において、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

② 代表取締役は社長とし、代表取締役が2人以上いるときは、株主総会において社長を1人定めるものとする。取締役1人のときは、その者を代表取締役社長とする。

第5章 計 算

(事業年度)

第24条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第25条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載、記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

② 剰余金の配当が支払開始の日から満3年を経過しても受領のないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。

第6章 付 則

(設立に際し発行する株式)

第26条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、500株とし、その発行価額は1株につき金1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額又は最低額)

第27条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金500万円とする。(最初の資本金の額)

第28条 当会社の最初の資本金の額は、金500万円とする。(最初の事業年度)

第29条 当会社の第1回の事業年度は、会社成立の日から令和3年3月31日までとする。(設立時の役員)

第30条 当会社の設立時の役員は、次のとおりとする。
設立時取締役 今 関 遥
設立時取締役 織 原 行 遥
設立時代表取締役 今 関 遥

(発起人の氏名、住所、割当を受ける株式数及びその払込金額)

第31条 当会社の発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して割当を受ける株式数及びその払込金額は次のとおりである。
さいたま市緑区松木一丁目20番地11
今 関 遥 500株 金500万円

以上のとおり、株式会社HARUKA設立のため発起人今関遥外1名の代理人司法書士本多賢太郎が電磁的記録である本定款を作成し電子署名する。

令和2年7月15日

発起人 今 関 遥

上記代理人

埼玉県川口市本町四丁目3番6号

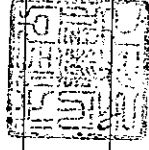
司法書士 本 多 賢 太 郎

本司法書士
電子署名
賢太郎

同一情報の提供

提供の日付：2020年7月21日

公証人：佐藤光代



所属法務局：さいたま地方方法務局

公証役場：川口公証役場

埼玉県川口市本町4丁目1番5号

登録管理番号：20-0302001402000425号

文書種別：電磁的記録の認証

認証した日付：2020年7月21日

処理公証人：佐藤光代

所属法務局：さいたま地方方法務局

公証役場：川口公証役場

埼玉県川口市本町4丁目1番5号

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と
同一であることを証する。